

令和2年(2020年)第10回ニセコ町議会臨時会

令和2年(2020年)11月17日(火曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第1号 副町長の選任について
- 5 議案第2号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 議案第5号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算

○出席議員(10名)

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
5番 斉藤うめ子	6番 浜本和彦
7番 小松弘幸	8番 高木直良
9番 青羽雄士	10番 猪狩一郎

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	林知己
総務課長	阿部信幸
企画環境課長	山本契太
企画環境課参事	柏木邦子
保健福祉課長	桜井幸則
農政課長	中川博視
建設課参事	黒瀧敏雄
総務係長	馬渕淳
財政係長	島崎貴義

教 育 長 片 岡 辰 三

○出席事務局職員

事 務 局 長 佐 竹 祐 子
書 記 佐 藤 秀 美

開会 午前9時57分

◎開会の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより令和2年第10回ニセコ町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において7番、小松弘幸君、8番、高木直良君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、総務課長、阿部信幸君、企画環境課長、山本契太君、企画環境課参事、柏木邦子君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、建設課参事、黒瀧敏雄君、総務係長、馬淵淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、片岡辰三君、以上の諸君です。

◎日程第4 議案第1号 副町長の選任について

- 議長（猪狩一郎君） 日程第4 議案第1号 副町長の選任についての件を議題とします。提出者から提案理由の説明をお願い致します。町長、片山健也君。
○町長（片山健也君） 日程第4 議案第1号 副町長の選任の件を提案させていただきます。
本件は平成24年から2期8年に渡ってニセコ町副町長の要職を全うされ、本町の自治の振興、まちづくりに多大なご貢献をいただいた林知己副町長が今年18日の任期満了によりご勇退さ

れることに伴い、後任として山本契太氏を選任したく、議会の同意を求めるものでございます。林副町長におかれましては、本町における事務執行責任者として、日夜に渡る大変な激務をこなしていただきました。国による環境モデル都市の選定、SDGs未来都市の選定、さらには国や北海道からの各種補助・交付金の獲得をはじめ、本町の大変厳しい財政を好転させるべくリーダーとして、多大なるご労苦をいただきました。また、住民生活の安定のため、日常的な町民皆さんの意見収集・対応、そして職場改革をはじめ、実に幅広くご活躍をいただいたところでございます。今後とも本町のまちづくりのリーダーとしてのご支援をお願いし、心から厚く感謝を申し上げたいと思います。

それでは、議案を読み上げさせていただきます。議案第1号 副町長の選任について、ニセコ町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求め。記、住所 虻田郡ニセコ町字富士見■■■■、氏名 山本契太、昭和■■■■生。令和2年11月17日提出 ニセコ町長 片山健也。

ページをめくっていただきまして、記載のとおり略歴が書かれております。現在、企画環境課長の要職にある山本契太氏は、平成元年ニセコ町役場に入庁し、31年間にわたって職務にまい進されてきた職員でございます。今後ともエネルギーに活躍してくれるものと期待をしております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君）これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号の質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論には入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号 副町長の選任についての件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第1号 副町長の選任についての件は同意することに決しました。

◎日程第5 議案第2号から日程第8 議案第5号

○議長（猪狩一郎君） 日程第5 議案第2号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件から、日程第8 議案第5号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件までの4件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。副町長、林知己君。

○副町長（林知己君） 日程第5 議案第2号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。議案の4ページをお開き下さい。

議案第2号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。令和2年11月17日提出、ニセコ町長 片山健也。

まずは5ページの下段をお開きください。はじめに提案理由を読み上げます。令和2年度の人事院勧告において、ボーナス（期末手当）の減額改定が勧告されたことから、議会議員に係る期末手当の支給月数0.05月引き下げをおこなうため、本条例を提出するものでございます。

それでは今回の条例の内容につきまして、別紙説明資料1ページと新旧対照表の1ページも合わせてご参照下さい。説明資料裏面で説明いたします。一番上の段、ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。期末手当につきまして、令和2年度6月支給分2.25で改正はありません。12月支給割合2.25を2.20に改正し、合計支給割合を4.45とします。令和3年度以降は、6月支給割合2.25を2.225に改正、12月支給割合2.20を2.225に改正し、合計支給割合4.45となります。

議案に戻っていただいて5ページになります。この条例は公布の日から施行いたします。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行いたします。

また、この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、令和2年11月11日にニセコ町議員報酬等審議会にて審議がされてございます。

議案第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第6 議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。議案の6ページをお開き下さい。

議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。令和2年11月17日提出、ニセコ町長 片山健也。

こちら7ページの下段を読み上げます。令和2年度の人事院勧告において、ボーナス（期末手当）の減額改定が勧告されたことから、特別職に係る期末手当の支給月数0.05月引き下げをおこなうため、本条例を提出するものでございます。

こちらについても同じく別冊の説明資料と新旧対照表では2ページになりますが、合わせてご覧いただきたいと思っております。説明資料の中段になります。特別職の職員の給与に関する条例の一部の改正につきましては、先程のニセコ町議会議員の改正内容と同じ内容で、ここに記載してあるとおりですので、説明を省略させていただきます。

議案に戻っていただきまして、この条例は公布の日から施行いたします。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行いたします。

また、この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、令和2年11月11日にニセコ町議員報酬等審議会にて審議がされてございます。

議案第3号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第7 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。議案の8ページをお開き下さい。

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。令和2年11月17日提出、ニセコ町長 片山健也。

9ページの下段、提案理由でございます。読み上げます。令和2年度の人事院勧告において、民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当支給割合の減額改定が勧告されたことから、期末手当の支給率の改定に関する規定の整備をおこなうため、本条例を提出するものでございます。

こちらについても同じく別冊の説明資料と新旧対照表では3ページになりますが、合わせてご覧いただきたいと思っております。説明資料の下段でございます。職員の給与に関する条例の一部の改正で、期末手当、令和2年度6月支給割合130の改正はございません。12月の支給割合130を125に改正し、合計支給割合2.55となります。令和6年度以降は、6月支給割合130を127.5に改正、12月支給割合130を127.5に改正し、合計支給割合2.55となります。なお、下段に※印で記載してございますが、会計年度任用職員につきましても職員の給与に関する条例を準用することから、職員同様に期末手当支給率が変更となります。

議案の9ページにお戻りいただきまして附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたします。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行いたします。

また、この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第3号に該当し、住民参加の手続きを要しないとしてございます。

議案第4号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第8 議案第5号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。別冊の議案になります。

議案第5号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算。令和2年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,996万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億3,355万7,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年11月17日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開き下さい。第1表 歳入歳出予算補正の歳入を2ページ、歳出を3ページに載せてございます。

4ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

5ページ歳出をご覧ください。今回の補正額合計4,996万9,000円の財源につきましては、国道支出金で34万8,000円、一般財源で4,962万1,000円でございます。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。9ページをお開きください。2款総務費 1項総務管理費 22目新型コロナウイルス特別対策費でございますが、現在の防災ラジオは平成24年3月から町民に貸し出しを行っており、導入から9年目を迎え、電波が拾いにくかったり故障も多い状況となっております。また、コロナ禍においても、感染症対策や生活支援対策などローカルな情報をきめ細やかに伝えるツールでもあるため、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用して、防災ラジオの機能向上を図る一斉導入を行うもので、17節備品購入費では事務用備品として、防災ラジオ1台11,000円の3,000台で3,300万円を計上してございます。なお、今回導入するラジオは緊急放送時に自動録音されるといった機能向上が図られる機器を導入する予定で、配布方法は直接引き換える方法や、メール及びFAXの受付により配布・回収する手法を取るため、12節委託料では防災ラジオ配布業務委託料298万円を計上してございます。事業所を含め、約3,000世帯への配布のうち、直接引き換え後の有料配布1,500台分の送付料金810円、ラジオ回収料金810円とラジオの受付発送管理と梱包代50万円の消費税で、合わせて298万円を計上してございます。

次に、18節負担金補助及び交付金では、農畜産物販売促進事業補助1,000万円の計上でございます。別冊補足資料により説明させていただきます。補足資料裏面1ページになります。ニセコ町農産物販売促進事業ということで、概要につきましては新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う訪日外国人旅行者の減少や輸出の停滞等により、農産物の出荷量の減少や価格の下落等といった影響が顕著となっております。このような品目等につきまして、今後の需要に耐えられる生産・供給体制が維持されるよう、生産者等がおこなう商品開発や販売促進を総合的に支援する事業となります。事業は2つに分かれまして、ひとつ目の町内産の農畜産物を活用した商品開発支援事業は、新商品開発等への取組支援として、コロナ渦により売上げが減少した農畜産物等を活用した新たな加工品の試作・製造等に係る取組を支援いたします。二つ目の販売促進・販路拡大支援事業は販売促進PR活動の取組支援といたしまして、地産地消・消費拡大を推進するために必要となる販売促進に向けた取組を支援いたします。対象者につきましては「1」の取組については下記の(1)から(4)まで記載しておりますなかの(2)から(4)のいずれかに該当する団体、法人とします。「2」の取組につきましては下記の(1)から(3)のいずれかに該当する者といたします。(1)から(4)につきましては、(1)は町内在住で農業所得を得ている者、(2)といたしましてニセコ町農業経営改善計画または青年就業計画の認定を受けた農業者または法人、(3)といたしまして構成員が町内の在住者であり、かつ3戸以上の農業者で構成された団体、(4)といたしましてニセコ町に本社を有する法人といたします。補助率につきましては、「1」の事業については補助率10割で、上限150万円、「2」の事業についてはこちらも補助率10割で、団体・法人の上限50万円、個人農業者20万円といたしますが、いずれも要望額が予算額を超えた場合は、予算の範囲内で配分をいたします。予算規模につき

ましては、総事業費で1千万円、「1」については150万円の2団体で300万円、「2」につきましては50万円の4団体で200万円、また、20万円の25件で500万円の計上をさせていただきます。ニセコ町農畜産物販売促進事業の内容につきましては以上でございます。

続きまして、10ページになります。3款民生費 1項社会福祉費 2目老人福祉費では、国の補正予算による新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について、実施要項に基づく感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業、これは本町の地域包括支援センターが該当となりまして、1事業所あたりの上限が14万8,000円で補助率は10/10となります。それから在宅サービス事業所における環境整備への助成事業、こちらも地域包括支援センターが該当となりますが、1事業所あたりの上限が20万円で補助率は10/10となります。この二つの補助金を充当して消耗品や施設備品を購入するものでございます。10節需用費では、消耗品費15万9,000円の計上です。感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業としまして、ニトリル手袋、フェイスシールド、医療用防護服で5万7,530円。在宅サービス事業所における環境整備への助成事業としては、アクリルパーテーション、手指消毒液、除菌用アルコールで10万650円。また、17節備品購入費では一般備品で21万1,000円の計上でございますが、感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業として、訪問カバン、非接触体温計で9万9,000円、在宅サービス事業所における環境整備への助成事業としては加湿空気清浄機、足踏み消毒スタンド、非接触体温計で11万1,540円を計上しています。需用費と備品購入費を合わせて37万円の計上となりますが、内34万8,000円を補助金として歳入で計上してございます。

11ページになります。6款農林水産業費 1項農業費 11目土づくり対策費 14節工事請負費では、堆肥センター攪拌機更新工事102万4,000円の計上です。起債の1次申請で過疎債4,650万円の減額配当があり、この工事の発注を見合わせておりましたが、過疎債2次申請で財源確保に取り組むこととし、11月発注に向けた準備を進めてまいりました。その中で、事業者から動力制御盤をスチール製から対候性・耐久性の高いステンレス製に変更することで、腐食防止をスチール製の1.5倍～2倍程度の機能向上が図られるとの提案があり、指定管理者であるJAようていや内部での協議を重ねた結果、ステンレス製に変更することとしたため、その増額分について補正するものでございます。当初予算額1,557万1,000円に今回の増額分102万4,000円を加えて混合攪拌機更新工事の支出見込額は1,659万5,000円となります。

12ページになります。8款土木費 7項住宅費 1目住宅管理費 10節需要費の修繕料では259万5,000円の計上でございます。公営住宅・コーボ有島・特定公共賃貸住宅について、総計400戸を維持管理してございますが、年々経年劣化等により修繕箇所が増えておりまして、予算不足が見込まれることから補正をおこなうものでございます。

続いて、歳入について6ページをお開き下さい。16款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金 1節社会福祉費補助金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金34万8,000円については、国の補正予算による新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について、財源となる補助金を補正するものでございます。歳出でも説明いたしましたが、感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業（10/10補助）が14万8,000円、在宅サービス事業書

における環境整備への助成事業（10/10補助）が20万円の合わせて34万8,000円の計上でございます。

7ページにお進みください。19款繰入金、1項基金繰入金、1目、1節財政調整基金繰入金において、4,600万円の計上でございます。本町におけるニセコ町新型コロナウイルス緊急対策事業の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億3,555万1,000円を充当いたしますが、その不足分として財政調整基金繰入金を計上するものでございます。

8ページになります。20款、1項、1目繰越金 1節前年度繰越金において、歳入歳出予算の収支均衡を図るための362万1,000円の計上でございます。

議案第5号についての説明は以上でございます。

なお、本補正予算にかかる歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みについては、別冊の補正予算資料No.1をご覧ください。

ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により、午前10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第2号、ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第5号、令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。高木議員。

○8番(高木直良君) 2つの項目について質問させていただきます。最初に9ページの総務費、新型コロナウイルスのニセコ町農畜産物販売促進事業についての質問であります。今回の対策事業で、資料によりますと対象者が要件として(1)から(4)まであげられております。参考のためにお聞きしたいのですが、これらはそれぞれの対象可能性のある数、たとえば町内在住で農業所得を得ている者の数や、2番目の認定を受けた農業者または法人の数、(1)から(4)まで要件がありますけれども、それぞれの対象可能性のある数についてお聞きいたします。それから、農業者の所得が非常に厳しくなっているという状況の下で、国の支援策などもありますし、国会でも問題になっているような補助対象の事業もあるようですけれども、これらについて情報の提供の在り方、今回の提案されているものもそうですけれども、補助を受けられる方が適時に情報が得られているかどうか、これが大事だと思うのですが、そういった国の補助も含めて農業者に対する情報はどのように出されているか、あるいは町がどのような努力をされているかお聞きしたいと思います。

2点目は12ページ、住宅修繕費の補正でありますけれども、これはたとえば修繕の対象になる住宅、現在お住まいになっている方が町に直接申し入れするとか、そういうかたちで箇所が特定されるのか、あるいはもともとそういう可能性のある場所について訪問するとか、そういう何か定期的に情報を得るための手立てをされているのか、対象を選ぶ際の問題についてお聞きしたいと思います。それから、年間トータル的に増加傾向があるというお話ですが、どのくらいの件数があるものか教えていただきたいと思えます。

○農政課長(中川博視君) 対象者の部分、すみません、細かい数字までしっかり把握して資料を持ってきてごさいません。ただ、経営改善計画及び青年就農計画の部分で、ニセコ町内100数名までの人数を把握できると。あと、そういう計画を持っていなくて直売系をやられている方がかなりいるはずなので、その部分であれば確定申告で農業所得を有しているはずなので、その部分もカバーできるようにと思ひ、(1)を入れてごさいます。国の助成等の部分につきましては、農協の組合員に関しては農協が、非組合員・その他に関しては役場が周知をかけると。申請に関しては組合員は農協で対応し、非組合員に関しては役場で問い合わせをしながら1つずつ進めていくというかたちで事業を進めております。

○議長(猪狩一郎君) 黒瀧参事。

○建設課参事(黒瀧敏雄君) 2点ほどあったと思いますが、まず住宅の修繕の在り方についてですが、お客さんのほうから、たとえば水道が漏れていますよとか、そういう連絡があって修繕しているというのが1点。あと職員がいろいろ修繕箇所、これマズいところあるなというところ

ろがあれば修繕しているというかたち、三つ目は退去に伴って修繕するという部分。今回は長年住んでいた方が退去されており、経年劣化に伴う壁や天井、特にそういうところが結構出たということで金額が弾んでいます。2点目の件数ですが、先程言ったように壁、天井、床の関係が30パーセントくらいありまして、一番多いのは給排水の部分ですけれども、水が漏れたとか不具合があったとか、水回りの関係が一番件数多いです。全体でだいたい197件くらい、今現在であります。先程言ったように、壁、床、天井、あと畳関係も結構出てきているものですから、今回金額が結構大きいかなと。説明のほうにもちょっとあるんですけども、過去5年間くらいで690万円くらい、700万ちょっと切るくらい、これを1年間で割ると、だいたい1か月57万円くらい修繕量がかかっておりまして、それを今回57万6,000円なにがしという細かい数字ですが、それに4.5か月かけて259万5,000円の計上をするというかたちでございます。これから3月に向けて、退去者も出てくるかと思しますので、当然修繕箇所も結構出ると思います。その辺も踏まえて、今回259万5,000円計上させていただいております。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 農業者に対する様々な国であったり、今回のように町が支援するということで、その情報の提供の仕方、あるいは受止め方に差がありそうな気がするんですね。そのへんで、今の情報提供の在り方がもう少し見直しする必要があるのか、あるいは現状でほぼ満たされているとお考えかをお尋ねしたいと思います。

それから、住宅の修繕のほうですけれども、いま退去時には点検なりということで、時間がしっかりとれるということで修繕できると思うのですが、たとえば入居途中であっても定期的にアンケートをとるとか、事前の対策、だいたい修繕箇所というのはだんだん特定されて、おっしゃったように水回りが多いという話ですが、そういった傾向があると思しますので、できるだけ不具合が起きる前の段階でどうですかと声をかけるとか、そういうかたちで対処できないかなと思うのですが、それについて伺いたします。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 今年度に入って、農業者ほぼ全員の補助事業というか交付金が国から示されておりまして。例年であれば縛り、認定農業者であること等のルールがあり、その方々へ配布しているのですが、普通の方々に関しては割とまたきたねというかたちで理解は得ているかと思うのですが、今回国のほうも農業者全員というかたちで送られているので、これなんだべと思われた方はいると思います。ただ、うちのほうではできるだけ農業者へ会う時には、何かわからないことがあったら農政課のほうにお話を聞いてくれというかたちで言っているのですが、100%と言い切れるかどうかわかりませんが、大多数の方はその部分理解していただいていると考えてございます。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧参事。

○建設課参事（黒瀧敏雄君） 入居者に対して事前にとということですが、今後については収入申告やお知らせ関係含めて、不具合等何かありましたら、気軽に住宅管理のほうへ連絡いただきたいということはずコメントとして載せたいなというふうに思っています。ただ、アンケ

ートはどうするかということについては、今後検討したいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑ありませんか。斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 9ページ、防災ラジオについて伺いたいと思います。説明資料のなかでまず1点目は、この説明で緊急放送時に自動録音されるという機能向上が図られるとあるんですけども、このことについてもう少し詳しく説明していただきたいと思います。自動録音をどういうふうに、使う側として何か録音できるのか、ちょっとその辺のところは私はよく理解できないので、それについて説明していただきたいと思います。もう一つは、以前のラジオがいろいろな不具合もたくさんあったりしたんですけども、その他にこの新しい防災ラジオ、以前と比べてこの自動録音の他に大きく異なる機能的に優れているというはっきりしているものがあれば説明していただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 自動録音機能は一斉放送、一斉送信をこちらからかけた場合、いま現状でも普通音の一斉放送と本当の緊急時の最大音量の一斉放送とがありますが、一斉放送をラジオ側もしくは役場側からかけた場合のみ、その一斉放送部分は録音されるということになります。そして、それがどういうふうになっているかという、たとえばその時に外に出ているらっしゃったと。家に帰ってきてラジオを見たらラジオが点滅をしていると。この点滅をというところのボタンを押すと録音された一斉放送の内容が再生されるということで、細かく覚えていませんが3回分か4回分が録音されるというあたりで機能しているということが一つございます。それから前のラジオよりあとどこがいいんだということなんですが、9年前のラジオということで、こんどまた新しく作っているラジオなので、電波のキャッチが多少向上しているとは言えます。これは聞こえづらいという意味からするとありがたい機能向上ですが、我々も実際それを北海道内で導入している所のお話を聞いてもみましましたし、担当のほうが町内をいろいろ歩き回って実際に今のラジオと比べてみた結果も含めて、やはり多少ですけども電波のキャッチの高度がいいということが分かっている、この二つでございます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） まず、その自動録音の件で3、4回分録音されるというのは、新しい緊急放送、別の時期、次に入ったときのことをおっしゃっているわけですね。この録音されたものを消して、新たなものを録音できるようにするとか、そういうことはできるんでしょうか。そこを伺いたいと思います。それからですね、先程どのように違うかという質問に対して、電波の向上が幾分良さそうだということなんですけれども、皆さんラジオを受け取ってもあまり利用されない方が結構多かった理由の中に、これは前のラジオですけども、いろんな使い勝手が悪かったり、ボリュームが調整できないとか、私自身が個人として体験したことがいろいろあったんですね。特にボリュームの調整がうまくいかないことが2回ぐらいあって取り替えていただいたり、いろんなことがあったんですけども。そういう細かい使い勝手ですね、もうちょっといろんな、故障しやすいこともあるし、スイッチが入れづらいとかいろんなことがあるんですけども、そのあたりの機能向上という点ではいかがなものなんでしょうか。その

2点伺います。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 録音の関係については、すみません、細かくわかりませんが、3回とか5回とか録音できて、かつ単純に消すこともできますが、新しいものが入るたびに、たとえば5件だとしたら、最初の1件は消えるというかたちで新しいものが入っていくというかたちになっております。その件数についてはいま細かく申し上げられませんが、そのようなかたちになっていますし、消去も可能だということでございます。それから、前回のラジオに様々な不具合があったということですが、確かに今使っているラジオで一番壊れやすいところについては、スイッチを入れてそれがそのままボリュームの変更をする部分であり、そこが実際壊れやすかったというのはございました。今回のラジオについてはもう少し作りが単純といえますか、壊れづらいというようなことで、そのようなスイッチやボリュームといったところは壊れにくいのではないかと考えております。ただ、議会の皆様にもご説明させていただきましたが、選択肢としてJアラートを受信できるラジオがいま全国で3つしかございませんで、その3つのなかで選んで、様々な方にもお話しさせていただいて、議会の皆さまにもご意見をいただき、お年寄りにもということなのでお話しをお聞かせさせていただいて、それを選択させていただいたという経過がございます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） もう一度確認ですけれども、録音に関してはほっておいても自動的に新しいのが入れば消えていくということで、取り扱いができなければね、せっかくの録音機能も生きてこないかなと思ったので確認させていただきたいのですけれども、ほっといても大丈夫ということなんですね。それから、せっかくのラジオですから、皆さんにもう少し活用されやすいように、前の悪いイメージがないように利用していただければいいかなというふうに思っています。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑ありませんか。篠原議員。

○1番（篠原正男君） 私も9ページの新型コロナウイルス対策費についてお伺いをいたします。最初に防災ラジオの委託業務料で298万円を計上しておりますが、この委託業務先はどこを想定されているのかお伺いをしたいと思います。次に同じく18節の負担金補助及び交付金のなかの農畜産物販売促進事業補助1,000万円計上しておりますが、これの経済効果をどのように見込んでおられるか、この2点をお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 委託業務先についてはいろいろなところにお話を伺ってまいりました。そのなかで、ここであればスムーズに配布が必要な部分についても配布ができるであろうということを考えて、はっきりと決めておりませんが、町内の事業者さんと言いますか機関にお願いを申し上げようと、いま最終的な詰めを行っているところでございます。プラスアルファ町内会さんを通じた配布ということについても、ご希望なりをいただいてご協力をいただける場合には、そのへんのところも通じて配布を申し上げることができるかどうか

ということも、最後の詰めをいまさせていただいているところでございます。はっきりとは現在まだ決まっておりませんが、そのようなところを組み合わせるという考え方でございます。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 経済効果の部分につきましては現状コロナ禍がどこまで続くかわからないという部分もございますので、今年どうなるかもわかりませんし、どこまでというのわからないのですが、いままで農業者さん含めチャレンジしようとしていた部分の少しでも足しにさせていただいて、この先コロナ禍が落ち着いたときに活用されるという部分で農業意欲がさらに沸いていただければなと考えた施策でございます。すみません、経済対策の部分はきちんと調べていませんでした。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号、令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

これにて、令和2年第10回ニセコ町議会臨時会を閉会いたします。

ごくろうさまでした。

閉会 午前11時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 小 松 弘 幸 (自 署)

署 名 議 員 高 木 直 良 (自 署)